

合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第六十五号

合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例（昭和二十七年十月奈良県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「ついでには、」の下に「普通徴収又は」を加え、同条に次の三項を加える。

2 県は、前項の規定により自動車税の種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、毎年四月中において、納税者に県が発行する第一号様式による証紙をもつてその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、自動車税の種別割を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙代金収納計器（知事が指定する計器で別に定める形式の印影を生ずべき印を付したものをいう。）により当該証紙の額面金額に相当する金額を表示した種別割証紙印を押すことにより、証紙に代えることができる。

3 新規登録の申請があつた自動車について地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十七条の十第一項の規定により課する自動車税の種別割の徴収については、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

4 第二項の規定は、前項の規定による徴収について準用する。この場合において、「毎年四月中において」とあるのは「納税者が新規登録の申請をしたときに」と、「自動車税の種別割を納付する義務が発生することを証する書類」とあるのは「地方税法第七十七条の十三第一項の規定により提出すべき申告書又は報告書」と読み替えるものとする。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条第一項中「前条」を「第三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む）

」に、「購入した」を「もつて税金を納付しようとする」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。